

保護者各位

中央学院大学中央高等学校
校長 大橋 治久

学校感染症による出席停止について

お子様が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。これは、学校内での感染拡大を防ぐため、また、ご本人の健康回復のためのもので、療養期間中は欠席の扱いにはなりません。別紙「出席停止期間の基準」を参照に、主治医の指示に従って自宅で療養してください。

なお、回復して登校を再開される際には、以下の「出席停止解除願」に保護者をご記入の上、担任まで提出してください。(医療機関での証明は不要です。)

よろしくお願ひ申し上げます。

<お問い合わせ先>
保健室 電話 03-5836-7020

----- キ リ ト リ -----

中央学院大学中央高等学校長様

出席停止解除願

生徒氏名	年 組 氏名
病 名	
療養期間	月 日 ~ 月 日
受診先の 医療機関名	電話番号

上記の感染症のため療養していましたが、主治医より登校の許可がおりましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者ご氏名 _____

【別紙】 学校感染症と出席停止期間の基準

主な感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなり2日を経過するまで
流行性角膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	
※その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、带状疱疹、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎など	※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症 医師が感染のおそれがないと認めるまで

インフルエンザ いつから登校していいの？

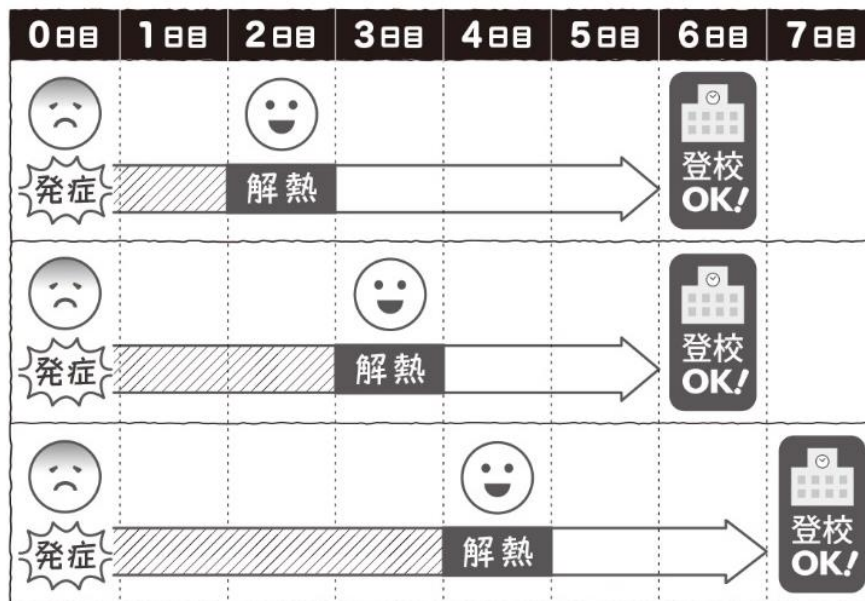
小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後
2日
が経過している

+

発症後
5日
が経過している



*発熱開始日を0日（発症）とします。発熱開始日、解熱日をあてはめてください。
ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校できます。